

緊急事態宣言対象地域拡大に伴う当社業務運営について

1月13日に政府より7府県（大阪府、京都府、奈良県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県）を対象に緊急事態宣言が追加発令されました。

これに伴い、2021年1月14日（木）～2月7日（日）まで、以下のとおりの業務運営体制とさせていただきます。

*先日お知らせいたしました業務運営と変更した個所は大阪営業所のみとなります。

《東京本社》

出社人員を2割程度に抑えて業務を運営しております。
東京本社へ電話した際は東金本店へ転送されます。

《東金本店》

通常通りの運営体制を継続します。
東金本店：0475-50-2240（10時～17時）
※お昼の時間帯は電話が集中して繋がりにくい場合がございます。

《大阪営業所》

出社人員を縮小し業務を運営いたします。
大阪営業所へ電話した際は東金本店へ転送されます。

◆なお、ご契約者さま向け各種安心サービスは、引き続き年中無休で24時間対応しております◆

事故受付サービス：0120-492-585（24時間受付）

※担当者が在宅勤務の場合がございますが、電話の受電態勢は維持しております。お問合せ等へのご回答が翌営業日になる場合がございますので、予めご了承ください。

生活安心QQサービス：0120-307-255（24時間受付）

※通常よりも少ない人員で対応させていただくため、一時的に電話が繋がりにくい場合がございます。予めご了承ください。

今後も、感染防止を最優先で配慮し対応してまいります。ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上